

## 令和2年度 法科大学院入学者選抜試験問題

### 商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
  - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
  - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
  - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。



## 【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則又は会社の機関等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 合名会社の社員は、すべて有限責任社員である。
2. 公開会社とは、主要な取引先が一定数を超える株式会社である。
3. 監査等委員会設置会社には、必ず報酬委員会を置かなければならない。
4. 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である株式会社は、大会社になる。
5. 株式会社には、最低資本金制度が設けられている。

第2問 株式会社の設立について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 発起人とは、会社の設立の企画者として定款に署名又は記名押印（電子署名を含む）をした者である。
2. 株式会社の定款には、取締役の氏名を記載又は記録しなければならない。
3. いわゆる変態設立事項には、発起人の報酬も含まれる。
4. 募集設立では、設立時発行株式を引き受ける者を募集する。
5. 募集設立では、いわゆる擬似発起人も責任を負う。

第3問 株式又は株主等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株式の譲渡は、原則として制限されている。
2. 公開会社は、配当等に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。
3. 株主名簿には、株主の住所を記載し、又は記録しなければならない。
4. 単元未満株主であっても、その有する単元未満株式について議決権を行使できる。
5. 公開会社が新株を発行するには、常に株主総会の特別決議を要する。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株主総会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。
2. 株主総会の招集通知は、例外なく、必ず書面でしなければならない。
3. 株主は株主総会において、原則としてその有する株式1株につき1個の議決権を有する。
4. 株主総会の議長は、当該株主総会の秩序を乱す者を退場させることができる。
5. 株主は、営業時間内は、いつでも株主総会の議事録の閲覧を請求することができる。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 取締役は、会社に対し、善良な管理者としての注意義務を負っている。
2. 取締役の報酬の額は、必ず定款によって定めなければならない。
3. 最高裁判所の判例によれば、約束手形の振出については、取締役と会社との間の利益相反取引の規制に含まれない。
4. 取締役は、必ず株主でなければならない。
5. 株主が、取締役に対し違法行為差止請求権を行使するには、常に6か月前から継続して当該会社の株式を保有していなければならない。

第6問 取締役会設置会社における代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい(指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は除く)。

1. 代表取締役は、会社の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
2. 表見代表取締役がした行為について、会社は善意の第三者に対して責任を負う。
3. 取締役会は、取締役の職務の執行の監督を行う。
4. 最高裁判所の判例によれば、招集手続に瑕疵のある取締役会の決議は、有効である。
5. 監査役設置会社において、株主が取締役会の議事録を閲覧するには、裁判所の許可を要する。

第7問 監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役には、会社との間の利益相反取引に関する特別な規制が課されている。
2. 監査役は、職務の執行に係る費用等を会社に対して請求することができる。
3. 法人であっても、監査役になることができる。
4. 監査役会の過半数は、社外監査役でなければならない。
5. 会計監査人は、常に定時株主総会に出席しなければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 一定の要件を満たす株主は、原則として会計帳簿の閲覧等を請求できる。
2. 株式会社の計算書類には、貸借対照表が含まれる。
3. 株式会社の資本金の額は、原則として設立又は株式の発行に際して株主となる者が会社に対して払込み又は給付をした財産の額である。
4. 株主に対する剰余金の配当は、各事業年度において1回のみ限定されている。
5. 社債管理者は、社債権者に対し、公平誠実義務と善管注意義務を負っている。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の定款には、資本金の額を記載又は記録しなければならない。
2. 有限責任社員は、持分会社の業務を執行することができない。
3. すべての無限責任社員は、持分会社に対し、忠実義務を負う。
4. 持分会社は、新株予約権を発行できる。
5. 持分会社の社員は、原則として当該持分会社の営業時間内は、いつでも、計算書類の閲覧等の請求をすることができる。

第10問 会社の組織再編について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 合同会社は、新設合併をすることができない。
2. 株式会社は、新設分割をすることができる。
3. 合名会社は、吸収分割をすることができない。
4. 合資会社は、株式交換をすることができない。
5. 2以上の株式会社が、株式移転をすることもできる。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

剰余金の配当等により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額は、その効力発生日における（ ）を超えてはならない。

1. 取引の総額
2. 分配可能額
3. 売上高
4. キャッシュ・フローの総額
5. 法人税の総額

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株主の権利は一般に、剰余金配当請求権等の（ ）と株主総会の議決権等の共益権とに分類される。

1. 自益権
2. 経営参加権
3. 監督権
4. 情報収集権
5. 検査権

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する( )の終結の時までとする。

1. 事業報告の作成
2. 剰余金の配当実施
3. 経営会議
4. 定時株主総会
5. 取締役会

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社において、報酬委員会は、( )の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めなければならない。

1. 監査役
2. 代表取締役
3. 監査等委員
4. 代表社員
5. 執行役等

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、譲渡制限株式の株主等による譲渡に係る承認の請求の日から( )以内に決定内容の通知をしなかった場合、原則として承認をする旨の決定をしたものとみなす。

1. 5日
2. 10日
3. 2週間
4. 2か月
5. 4か月

以 上

【民事訴訟法】

問1～10〔配点：各1点〕

以下の各問いについて、それぞれ内容が正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。

問1

裁判権の及ばない外国元首に対して誤って本案判決をしてしまった場合、当該判決は無効である。

問2

管轄の合意は書面でしなければならないから、電磁的記録によって行うことはできない。

問3

訴訟代理人は、依頼者からの授権がない限り、訴訟物とはなっていない反対債権をもって訴求債権と相殺することはできない。

問4

当事者からの異議がない限り、補助参加の利益を有しない者であっても補助参加することができる。

問5

原告が日本国内に住所、事務所および営業所を有しないときは、裁判所は、職権により、決定で、訴訟費用の担保を立てるべきことを原告に命じなければならない。

問6

裁判所は、和解を試みるに当たり、必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、決定で、当事者双方が立ち会うことができる和解を試みる期日において、専門的な知見に基づく説明を聴くために専門委員を手続に関与させることができる。

問7

文書提出命令の申立ては、書証の申出を文書提出命令の申立てによってする必要がある場合でなければ、することができない。

問8

手形債務不存在確認訴訟の係属中に、手形金の支払請求の別訴を手形訴訟によって提起することは適法である。

問9

AのBに対する貸金返還請求訴訟で請求認容判決がなされて確定した後、AがBに対して再度同一内容の訴えを提起してきた場合、裁判所は、前訴事実審口頭弁論終結後の事由の有無を判断し、それがなければ前訴判決の既判力によって請求認容の判決をすべきである。

問10

控訴の取下げには、相手方の同意を得ることを要しない。

問 11～20 [配点：各 3 点]

以下の問いについて、選択肢 1～5 のうちから 1 つ選びなさい。なお、判例がある場合には、判例に照らして解答しなさい。

問 11 次のうち、形式的形成訴訟ではないものの組み合わせたものとして正しいものはどれか。

ア 共有物分割訴訟

イ 認知訴訟

ウ 父を定める訴え

エ 境界確定訴訟

オ 株式会社の役員解任の訴え

1. アとウ    2. アとオ    3. イとオ    4. ウとオ    5. エとオ

問 12 管轄に関する次の記述うち、誤りはどれか。

1. 財産権上の訴えは、義務履行地を管轄する裁判所に提起することができる。
2. 手形または小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴えは、手形または小切手の振出地を管轄する裁判所に提起することができる。
3. 不法行為に関する訴えは、行為がなされた地を管轄する裁判所のみならず損害が発生した地を管轄する裁判所にも提起することができる。
4. 不動産に関する訴えは、不動産の所在地を管轄する裁判所に提起することができる。
5. 相続権に関する訴えは、相続開始の時点における被相続人の普通裁判籍所在地を管轄する裁判所に提起することができる。

問 13 口頭弁論に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 口頭弁論を再開するか否かは裁判所の裁量に属するから、それを再開しなかった裁判所の措置が違法となることはない。
2. 決定をもって完結すべき事件であっても、いったん口頭弁論を開いた以上は、再度書面審理に戻すことはできない。
3. 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした当事者について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。
4. 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。
5. 弁論の分離をするか否かは裁判所の裁量に属するから、予備的併合の場合にも、主位請求に関する弁論と予備的請求に関する弁論とを分離しても違法ではない。

問 14 自白に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 裁判上の自白が成立した事実については、証明を要しない。
2. 裁判上の自白は、相手方の同意があれば撤回することができる。
3. 第1審において擬制自白が成立した事実については、自白の撤回要件が具備されている場合でなければ、控訴審においてそれに矛盾する事実を主張することはできない。
4. 間接事実に関する自白は、裁判所も当事者も拘束することはない。
5. 当事者の自白した事実が真実に合致しない旨の証明があるときは、その自白は特別な事実のない限り錯誤によるものと認めることができる。

問 15 自由心証主義に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 自由心証主義の下でも、当事者の一方の提出した証拠を相手方に有利な事実の認定のために用いることはできない。
2. 上告審は法律審であり、原審の適法に確定した事実は上告裁判所を拘束するから、自由心証の範囲内でなされた事実認定については、その違法を主張して上告する余地はない。
3. 自由心証主義の下でも、弁論の全趣旨のみで事実認定をすることは認められない。
4. 自由心証主義は、主要事実や間接事実のみならず、補助事実に関しても適用される。
5. 自由心証主義は、職権探知主義が採用されている訴訟では適用にならない。

問 16 XはYに対して、甲絵画の売買代金請求の訴えを提起した。これに関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

1. 証拠調べの結果、売買契約の有効な成立が認められるが、甲絵画の引渡しはまだなされていないことが判明した場合、裁判所は、Yから特に主張がなくとも、Yに対して甲絵画の引渡しと引換えでの代金の支払を命ずべきである。
2. Yが売買代金は既に支払ったと主張するので証拠調べをしたが、裁判所はその支払の事実の有無について心証を得ることができなかった場合、請求認容の判決をすべきである。
3. Yが別訴で訴求中のXに対する貸金返還請求権で売買代金債権と相殺する旨を主張した場合、この相殺の抗弁は不適法である。
4. Xが売買契約は2018年3月3日に成立したと主張しているが、裁判所が証拠調べの結果、売買契約は同年3月7日に成立したとの心証を得た場合であっても、当該売買契約の成立を認めて請求認容判決をすることができる。
5. Yが売買代金債権はXがZから買い受けた乙絵画の購入代金の一部としてZに譲渡されていると主張したのに対し、証拠調べの結果、裁判所がXはZから買い受けた丙絵画の購入代金の一部として売買代金債権をZに譲渡したとの心証を得た場合、請求棄却判決をすることができる。

問 17 次の記述のうち、判決と決定の双方に当てはまるものの組み合わせとして正しいものはどれか。

- ア 仮執行の宣言を付することができる。
  - イ 上訴に理由があると認めるときは、自らした原裁判を更正しなければならない。
  - ウ 言渡しにより効力を生ずる。
  - エ 計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、自らした裁判を更正することができる。
  - オ 上訴を提起する場合、原裁判所に上訴状を提出して行わなければならない。
1. アとエ    2. アとオ    3. イとエ    4. ウとオ    5. エとオ

問 18 次のうち、「訴えの取下げ」と「請求の放棄」のいずれにも該当するものではないものの組み合わせとして正しいものはどれか。

- ア 本案の終局判決前にしたときは、同一の訴えを再度提起することができる。
  - イ 離婚請求訴訟においてすることができる。
  - ウ 訴訟代理人がするには、特別委任が必要である。
  - エ 書面でしなければ、その効力を生じない。
  - オ 被告の脅迫によって行われたときは、原告はその無効を主張して期日指定の申立てをすることができる。
1. アとイ    2. アとエ    3. イとウ    4. ウとエ    5. エとオ

問 19 補助参加に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1. 補助参加の申出は、口頭でもすることができる。
- 2. 補助参加の申出は、再審の訴えの提起とともにすることができる。
- 3. 補助参加は、参加する他人間の訴訟が上告審の係属中はできない。
- 4. 補助参加人は、上訴の提起はできるが、訴えの変更や反訴の提起をすることはできない。
- 5. 補助参加人による攻撃防禦方法の提出が時機に後れたものであるか否かは、被参加人とは別個に、独自に判断されることはない。

問 20 次のうち、不適法な控訴はどれか。

- 1. 予備的相殺の抗弁で請求棄却判決を得た被告がする控訴。
- 2. 黙示の一部請求訴訟で請求認容判決を得た原告がする控訴。
- 3. 離婚訴訟において請求棄却判決を得た被告が離婚の反訴を提起するためにする控訴。
- 4. 請求棄却判決を求めているのに対し、訴え却下の第1審判決を受けた被告がする控訴。
- 5. 訴え却下判決を求めているのに対し、請求棄却の第1審判決を受けた被告がする控訴。

以 上

【刑事訴訟法】

【問 1】 次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものはどれか。 1 つ選べ。

1. 国選弁護人から辞任の申し出があっても、裁判所又は裁判長が解任しない限り、弁護人の地位を失うものではない。
2. 公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。
3. 第一審で有罪判決を受けた被告人の私選弁護人は、改めて被告人から弁護人に選任されなくても控訴することができる。
4. 被疑者甲の妻は、甲の私選弁護人として A 弁護士を選任することができるが、その後甲が B 弁護士を私選弁護人に選任したときは、A 弁護士は直ちに甲の私選弁護人の地位を失う。
5. 弁護人は、被告人の明示の意思に反しても、保釈の請求をすることができる。

【問 2】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。 1 つ選べ。

- ア. 被疑者、被告人又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押収、捜索、検証、証人尋問又は鑑定処分を請求することができる。
- イ. 被告人は、公判前整理手続の期日には、裁判所の許可がなければ出頭することができない。
- ウ. 検察官から取調べ請求がなされた証拠に対して同意又は不同意の意見を述べるのは、弁護人のみ有する権利である。
- エ. 被告人甲の弁護人は、裁判長に告げて、共同審理を受けている被告人乙の供述を求めることができるが、甲が乙の供述を求めることはできない。
- オ. 控訴審では、被告人自身が弁論をすることはできず、控訴趣意書を被告人が差し出した場合でも、それに基づく弁論は弁護人が行う。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ エ      4. ウ エ      5. ウ オ

【問 3】 次のアからオまでの各記述は、甲が、令和 1 年 11 月 1 日に乙に名誉を毀損されたとの事実により乙を告訴する場合について述べたものである。これらの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。 1 つ選べ。

- ア. 司法警察員は、甲からの告訴を受けたときは、乙を逮捕しなければならない。
- イ. 甲は、告訴を一旦取り消した後でも、再度適法に告訴をすることができる。
- ウ. 告訴は、必ず書面によってしなければならない。
- エ. 告訴は、検察官による公訴の提起があるまで、いつでも取り消すことができる。
- オ. 甲の告訴が犯人を知ったときから 1 年を経過した後にされたときには、検察官は適法に公訴を提起することができない。

1. ア イ      2. ア オ      3. イ ウ      4. ウ エ      5. エ オ

【問4】 次のアからカまでのうち、任意処分はいくつあるか。後記1から6までのうちから、1つ選べ。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 検証
- イ. GPS捜査
- ウ. 領置
- エ. 鑑定処分
- オ. 身体検査
- カ. 電気通信傍受

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

【問5】 次のアからカまでの各手続のうち、被疑者の勾留及び被告人の勾留のいずれについても刑事訴訟法上認められるものは、いくつあるか。後記1から6までのうちから、1つ選べ。

- ア. 検察官による勾留請求
- イ. 弁護士又は弁護士を選任することができる者の依頼により弁護士となろうとする者以外の者との接見等の制限
- ウ. 勾留理由開示
- エ. 勾留の取消し
- オ. 勾留の執行停止
- カ. 保釈

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

【問6】 次の【事例】において、司法警察員が後記アからオまでの【捜査】を行った場合、あらかじめ令状の発付を受けていなければ適法と評価される余地のないものはいくつあるか。後記1から6までのうちから、1つ選べ。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

司法警察員は、令和1年11月3日、被害者Vの殺害死体が発見されたことから、その捜査を開始したところ、Vの預金が、同死体の発見された前日にVのキャッシュカードを用いて銀行の現金自動預払機から払い戻されていたことを把握し、同銀行に設置された防犯カメラを解析した。その結果、Vの預金を払い戻した人物の容ぼうがVの知人Aの容ぼうと類似していることが判明したので、司法警察員は、Aを被疑者として次のアからオまでの【捜査】を実施した。

**【捜査】**

- ア. Aに知られずに、公道上を歩行中のAの容ぼうを写真撮影した。
- イ. Aに知られずに、Aの自宅から公道上のゴミ集積所に排出されたゴミ袋を持ち帰った。
- ウ. Aに知られずに、Aと取引のある金融機関にAの負債内容の報告を求め、それを記録した書面の交付を受けた。
- エ. Aの同意に基づいて採取した口腔内細胞を試料として、AのDNA型を検査した。
- オ. Aに対し、Aの同意に基づいてポリグラフ検査を実施した。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

**【問7】** 違法な捜査とその救済策の組合せについて正しいものを1つ選べ。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- 1. 無実の者の通常逮捕一抗告
- 2. 無実の者の通常逮捕一準抗告
- 3. 違法な緊急逮捕後の勾留一抗告
- 4. 要件を満たさない接見指定一即時抗告
- 5. 捜索時に被疑事件と関係ない証拠物を撮影したネガの引渡し一準抗告

**【問8】** 次の1から5までの各記述のうち、正しいものはどれか。1つ選べ。

- 1. 司法警察職員から出頭を求められた被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、その出頭を拒むことはできないが、出頭後、いつでも退去することができる。
- 2. 司法警察員が身体を拘束された被疑者を検察官に送致する手続をした後は、司法警察職員は、被疑者を取り調べることはできないが、検察官から指示を受けたときは、この限りではない。
- 3. 司法警察職員は、被疑者の供述を録取した調書を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問うことができるが、被疑者は、その調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印しなければならない。
- 4. 司法警察職員は、犯罪の捜査をするについては必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べるができるが、その取調べに際しては、その者に対し、あらかじめ、自己又は自己の配偶者等が刑事訴追を受けるおそれのある供述を拒むことができる旨を告げなければならない。
- 5. 司法警察職員の取調べに対して任意の供述をした被疑者以外の者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

【問9】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものはいくつあるか。後記1から6までのうちから、1つ選べ。

- ア. 検察官は、公訴を提起するに足りる犯罪の嫌疑が十分にあると思料するときは、必ず公訴を提起しなければならない。
- イ. 検察官は、第一審の判決があるまで、公訴を取り消すことができる。
- ウ. 検察官は、告訴のあった事件について公訴を提起したときは、その旨を告訴人に通知する必要はない。
- エ. 共犯の1人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯者に対してもその効力を有する。
- オ. 公訴事実、数個の訴因を択一的に記載することは許されない。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

【問10】次の【判例】は、最高裁判所の決定からの引用である。【記述】中の①から④までの( )内から適切な語句を選んだ場合、その組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。1つ選べ。

【判例】

訴因と認定事実とを対比すると、(中略)犯行の態様と結果に実質的な差異がない上、共謀をした共犯者の範囲にも変わりはなく、そのうちのだれが実行行為者であるかという点が異なるのみである。そもそも、殺人罪の共同正犯の訴因としては、その実行行為者がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに訴因の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、訴因において実行行為者が明示された場合にそれと異なる認定をすとしても、①(a. 審判対象の画定 b. 被告人の防御)という見地からは、訴因変更が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、実行行為者がだれであるかは、一般的に、②(a. 審判対象の画定 b. 被告人の防御)にとって重要な事項であるから、当該訴因の成否について争いがある場合等においては、③(a. 他の犯罪事実との識別 b. 争点の明確化)などのため、検察官において実行行為者を明示するのが望ましいということができ、検察官が訴因においてその実行行為者の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる認定をするには、原則として、訴因変更手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、実行行為者の明示は、前記のとおり訴因の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、被告人の防御の具体的な状況等の審理の経過に照らし、④(a. 被告人に不意打ちを与えるものではない b. 他の犯罪事実との識別を損なうものではない)と認められ、かつ、判決で認定される事実が訴因に記載された事実と比べて被告人にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、訴因変更手続を経ることなく訴因と異なる実行行為者を認定することも違法ではないものと解すべきである。

1. ①a ②b ③a ④a      2. ①a ②b ③b ④a      3. ①a ②b ③b ④b  
4. ①b ②a ③a ④a      5. ①b ②a ③a ④b

【問 11】 次のアからエまでの各記述のうち、正しいものはいくつあるか。後記 1 から 5 までのうちから、1 つ選べ。

- ア. 裁判所は、審判対象の設定について検察官に裁量権があるので、検察官に対して訴因を変更すべきことを命ずることはできない。
- イ. 裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調べをすることができるので、被告人のアリバイの存在を立証趣旨として弁護人から証拠調べを請求された被告人以外の者が作成した供述書につき、検察官の意見を聴かずに、証拠調べの決定をすることができる。
- ウ. 裁判所は、適当と認めるときは、職権で、決定を以て、弁論を分離し又は併合することができるが、終結した弁論を再開することはできない。
- エ. 裁判所は、弁護人の公判前整理手続の請求があった事件について、この請求を却下するには、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならず、検察官及び被告人又は弁護人に異議があるときは、第一回公判期日前に、決定で、請求を却下することができない。

1. 0 個      2. 1 個      3. 2 個      4. 3 個      5. 4 個

【問 12】 公判前整理手続について刑事訴訟法が定める次のアからオまでの各手続を、その進行の順序に従って並べた場合、正しいものは、後記 1 から 5 までのうちどれか。1 つ選べ。

- ア. 検察官による証明予定事実記載書面の提出及び送付並びに同書面記載の事実を証明するために用いる証拠の取調べ請求
- イ. 弁護人による類型証拠の開示請求
- ウ. 事件の争点及び証拠の整理の結果の確認
- エ. 弁護人による主張関連証拠の開示請求
- オ. 弁護人による証明予定事実その他の公判期日においてすることを予定している事実上及び法律上の主張の明示

1. アイウエオ      2. アイオエウ      3. アオウイエ  
4. イアエオウ      5. イエアオウ

【問 13】 次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものはいくつあるか。後記 1 から 6 までのうちから 1 つ選べ。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 違法収集証拠の排除は、裁判所が違法に収集された証拠に基づく事実認定を行うことを禁ずることのみを目的とするものであって、違法な捜査を抑制するためのものではない。

- イ. 違法に収集された証拠の証拠能力については、現行法はそれを定める規定がないことから、憲法上のものと考えられているところ、証拠物の押収等の手続に憲法 35 条及びこれを受けた刑訴法 218 条 1 項等の所期する令状主義の精神を没却するような重大な違法があり、それを証拠として許容することが将来における違法な捜査の抑制の見地からして相当でないと認められる場合に限って、その証拠能力は否定される。
- ウ. 捜索差押許可状の疎明資料に違法収集証拠が含まれているが、適法に収集された疎明資料のほうが多く、そのみで捜索差押許可状を発付することが可能であったと認められる場合であっても、捜索差押許可状に基づき差し押さえられた証拠の証拠能力を肯定することはできない。
- エ. 未だ殺人罪につき逮捕できる疎明資料がないにもかかわらず被告人(当時は被疑者)を窃盗罪で逮捕し、その逮捕中に、裁判官が被告人に行った勾留質問において、被告人が殺人を自白した場合であっても、勾留質問は捜査機関と別個独立した裁判官が行う手続であり、勾留質問時には被疑者に弁解の機会が付与されているから、被告人の殺人罪での自白の証拠能力を肯定することができる。
- オ. 私人が収集した証拠にも違法収集証拠の排除法則が適用されるところ、詐欺の被害を受けたと考えた者が、相手方の同意を得ないで、相手方の説明内容に不審を持ち、後日の証拠とするために相手方との会話を録音することは違法であるから、その録音テープは違法収集証拠として、その証拠能力は否定される。

1. 0個      2. 1個      3. 2個      4. 3個      5. 4個      6. 5個

【問 14】 次の 1 から 5 までの各記述のうち、誤っているものを 1 つ選べ。ただし、判例がある場合には、それに従うものとする。

1. 勾留されている被疑者が、取調べの際に手錠を施されたままであるときは、その心身に圧迫を受け、任意の供述は期待できないものと推定され、反証のない限りその供述の任意性に疑いを差し挟むべきである。
2. 被疑者が、起訴・不起訴の決定権を持つ検察官の、自白すれば起訴猶予にする旨の言葉を信じて起訴猶予を期待してきた自白は、任意性に疑いがあるものとして、その証拠能力を否定すべきである。
3. 被疑者と弁護人との接見時間が 3 分間と指定されていたという事実があったとしても、被疑者が捜査官に対してした自白の任意性は、この事実とは関係なく、自白をした当時の状況に照らして判断すべきであり、直ちに任意性が否定されるものではない。
4. 捜査官が被疑者を取り調べるにあたり、共犯者である妻が自白したという虚偽の事実を告げたため、被疑者が心理的強制を受け、その結果虚偽の自白が誘発されるおそれがあったときは、その自白には任意性に疑いがあるものとして、その証拠能力を否定すべきである。
5. 捜査官が被疑者の取調べに際して供述拒否権を告げなかったときは、刑事訴訟法の定める手続に違反するのみならず、憲法で保障された黙秘権を侵害するものであるから、その結果なされた自白は任意性に疑いがあるものとして、その証拠能力を否定すべきである。

【問 15】 次の【事例】について述べた後記1から5までの【記述】のうち、誤っているものを1つ選べ。

【事例】

甲及び乙は、共謀の上、令和元年11月5日午前1時頃、H市内のコンビニエンスストア「T」において、同店店員Vから現金10万円を強取したとしてH地方裁判所に起訴され、併合審理されることとなった。この審理において、V、甲の妻A及び知人Bに対する証人尋問が行われたところ、Vは、「2人組の犯人が店から出て行く際、犯人の1人がもう1人の犯人に対し、『①甲、早く逃げるぞ。』と言っていた。」旨を証言した。次に、Aは、「令和元年11月8日午後3時頃、自宅において、甲から『②3日前の午前1時頃、乙と一緒に、H市内のコンビニエンスストア「T」で、果物ナイフを店員に突き付けて現金10万円を奪ってきた。見付からないと思っていたが、乙が捕まった。ひょっとしたら、乙が自分のことを話すかもしれない。そうなると、警察が来るだろう。頼む。③3日前の午前1時頃には、俺が自宅で寝ていたということにして欲しい。』』と言われた。」旨を証言した。次に、Bは、「令和元年12月4日、甲から、『④明日の午前1時頃、H市内のコンビニエンスストアで強盗をしないか。』』と言われたが、断った。」旨を証言した。また、乙に対する被告人質問において、乙は、「甲と一緒に強盗をした際、甲が店員に『⑤金を出せ。出さないと殺すぞ。』』と言っていた。」旨を供述した。

【記述】

1. 下線部①の発言は、要証事実を「犯行後、犯人の1人が逃走を呼び掛けた相手は甲と呼ばれていたこと」とした場合、伝聞証拠ではない。
2. 下線部②の発言は、要証事実を「甲が乙と一緒に強盗を実行したこと」とした場合、伝聞証拠ではない。
3. 下線部③の発言は、要証事実を「甲がAに甲のアリバイ作りに協力するよう依頼したこと」とした場合、伝聞証拠ではない。
4. 下線部④の発言は、要証事実を「甲がBに強盗を実行することを持ち掛けたこと」とした場合、伝聞証拠ではない。
5. 下線部⑤の発言は、要証事実を「甲がVを脅迫したこと」とした場合、伝聞証拠ではない。

以 上